刑　事　訴　訟　法

（50 点）

甲県警乙警察署の警察官Ｋは、路上で暴れている人がいるとの通報を受けて臨場し、そこにいたＸを乙署に任意同行したが、Ｘの言動や顔色等から、Ｘが覚醒剤を使用しているのではないかとの疑いを抱き、尿検査を実施したいと考えた。しかし、強制採尿令状を請求できるだけの嫌疑はなく、かつ、Ｘの態度等から、検査の意図を明らかにして尿の提出を求めてもＸが素直に応じる見込みは乏しいと思われた。そこでＫは、Ｘが乙署到着後に尿意を催しトイレの使用を求めたのを奇貨として、実際にはトイレを使用させられない事情はなかったにもかかわらず、「この建物内のトイレは改修工事中で使用できない。別棟のトイレは戒護に支障があるので使わせられない。我慢できないならこれに排尿しなさい。」とＸに告げ、検査の意図を秘して尿瓶を手渡した。Ｘはその尿瓶に排尿し、Ｋは「後で別棟のトイレに捨てておく。」と言いながらＸから尿瓶を受け取った。Ｘが尿瓶に排出した尿を甲県警の鑑識課において検査したところ、覚醒剤成分が検出された。

そのころ乙署では、Ｘのほかにも複数の被疑者について覚醒剤の使用や所持の嫌疑で捜査を行っていたところ、Ｘを含む被疑者らの覚醒剤の入手先が薬物事犯の前科のあるＹであるという有力な情報が得られた。そこで乙署では、Ｙによる営利目的での覚醒剤所持の被疑事実により、Ｙの自宅を捜索すべき場所とし、覚醒剤等を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状の発付を受け、警察官Ｌらが、同許可状に基づき捜索を実施すべくＹ宅に赴いた。Ｌは、入室前に警察の捜索であることを明かせばＹが証拠隠滅を図るおそれがあると考え、Ｙ宅の玄関インターホンを鳴らして「Ｙさん、宅配便です。」と告げた。すると、これに応じてＹの妻Ｗが玄関ドアを少し開けたので、Ｌらは、開いたドアの隙間を押し広げて一斉にＹ宅内に立ち入り、直ちに奥のリビングルームまで進み、そこにいたＹに対し捜索差押許可状を呈示した。その後、Ｙ宅内の捜索を行った結果、覚醒剤等が発見され差し押さえられた。

問　上記文中の下線部のＫ及びＬら警察官の行為の適否について論じなさい。